

第7類 教 育

第1章 教育委員会

○北村山広域行政事務組合教育委員会公告式規則

(昭和48年6月1日 教育委員会規則第1号)

平成27年2月16日 教委規則第1号

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく公告式は、この規則の定めるところによる。

(規則の公布)

第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 教育委員会規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、公布の年月日及び規則番号を記入して、教育長が署名しなければならない。

3 教育委員会規則の公布は、北村山広域行政事務組合公告式条例（昭和48年条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行なう。

(規則の施行)

第3条 教育委員会規則は、規則で施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(告示、規程等に関する準用)

第4条 前2条の規定は、公表を要する教育委員会の告示、規程等について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月24日から適用する。

附 則（平成27年2月16日教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、この規則の公布の日以降において現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である北村山広域行政事務組合教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会委員の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会会議規則

(昭和 48 年 6 月 1 日 教育委員会規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に規定されているもののほか、この規則の定めるところによる。

(村山市教育委員会々議規則の準用)

第 2 条 教育委員会の会議については、村山市教育委員会会議規則（昭和 31 年村山市教育委員会規則第 3 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 24 日から適用する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会傍聴規則

(昭和 50 年 9 月 17 日 教育委員会規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 教育委員会や会議の傍聴については、この規則の定めるところによる。

(村山市教育委員会傍聴規則の準用)

第 2 条 教育委員会の会議の傍聴については、村山市教育委員会傍聴規則（昭和 29 年村山市教育委員会規則第 3 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会教育長に対する事務委任規則

(昭和 48 年 6 月 1 日 教育委員会規則第 5 号)

平成27年 2月16日 教委規則第2号

(総則)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する事務は、この規則の定めるところによる。

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 視聴覚教育センターの設置及び廃止に関すること。
- (2) 1 件 10 万円を超える教育財産の取得及び処分の申出に関すること。
- (3) 視聴覚教育センター所長の任免に関すること。
- (4) 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の意見に関すること。
- (6) 教育関係職員の研修の一般方針に関すること。

第 3 条 前条の規定にかかわらず委任された事務で、重要かつ異例なことについては、教育委員会の決定によらなければならない。

第 4 条 第 2 条の規定により教育長に委任された事務については、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育委員会の委員の中から教育長があらかじめ指名した職務代理者がその事務を行う。

2 職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項に基づき、その職務を事務局の職員に委任することができる。

第 5 条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書を議会に提出する前に、第 2 条の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務のうち重要な事項について、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 2 条を加える改正規定は、この規則の公布の日以降において現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である北村山広域行政事務組合教育委員会の教育長（以下「旧教育長」とい

う。)の当該教育委員会委員の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)の翌日のいずれか遅い日から施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会公印規程

(昭和 48 年 4 月 24 日 教育委員会規程第 1 号)

昭和50年 9月17日 教委規程第 1 号

昭和57年 5月 3日 教委規程第 1 号

平成 7年12月26日 教委規程第 1 号

平成27年 2月16日 教委規程第 1 号

(目的)

第 1 条 北村山広域行政事務組合教育委員会の公印はこの規程の定めるところによる。

(種類名称等)

第 2 条 公印の種類、名称及び管理者は次のとおりとする。

公 印 の 名 称	寸法ミリメートル	管 理 者
北村山広域行政事務組合教育委員会	方 24	総 務 課 長
北村山広域行政事務組合教育委員会教育長印	方 18	総 務 課 長
北村山広域行政事務組合教育委員会教育長職務代理者印	方 18	総 務 課 長
北村山広域行政事務組合教育委員会総務課長	方 18	総 務 課 長
北村山視聴覚教育センター所長之印	方 18	所 長

(印影)

第 3 条 公印の印影、型式は別表第 1 のとおりとする。

(公印台帳)

第 4 条 公印の管理者は別表第 2 の公印台帳を備えて公印を登載しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 9 月 17 日教委規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 5 月 3 日教委規程第 1 号)

この規程は、昭和 57 年 5 月 3 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 12 月 26 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 7 年 12 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 16 日教委規程第 1 号)

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行又はこの規程の公布の日以降において現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 76 号) による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である北村山広域行政事務組合教育委員会

の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会委員の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行する。

別表第 1

北村山広域行政事務組合教育委員会

北村山広域行政事務組合教育委員会教育長印

北村山広域行政事務組合教育委員会教育長職務代理者印

北村山広域行政事務組合教育委員会総務課長

北村山視聴覚教育センター所長之印

別表第 2

種 類	ひ な 形	寸 法	個 数

○北村山広域行政事務組合教育委員会事務局組織規則

(昭和 48 年 6 月 1 日 教育委員会規則第 4 号)

改正 昭和49年 6月 1日 教委規則第3号

昭和50年 9月17日 教委規則第2号

昭和59年 3月24日 教委規則第1号

平成 8年 4月 1日 教委規則第2号

平成27年 2月16日 教委規則第3号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、北村山広域行政事務組合教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(課及び係)

第 2 条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課をおき、当該課に同表の右欄に掲げる係をおく。

課	名	係	名
総	務	庶	務
課		係	

(分掌事務)

第 3 条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議及び総合教育会議に関すること。
- (2) 教育委員会事務局職員の任免、その他人事に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (5) 教育委員会の所掌に係る予算決算に関すること。
- (6) 教育財産の管理に関すること。
- (7) 教育施設の整備及び営繕に関すること。
- (8) 教育委員会規則の制定の立案及び整備に関すること。
- (9) 事務局職員の研修に関すること。
- (10) 関係機関との連絡調整に関すること。

(職制)

第 4 条 事務局の課に課長、課長補佐、主査、係長、主任を置く。

2 前項に規定する職のほか、課に必要な応じ次の職をおく。

主事、指導主事、主事補、その他の職員

(職務)

第 5 条 前条第 1 項に規定する職の職務は、別に法令に定めのあるものを除き、次の表のとおりとする。

職	
課長	上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課の課長補佐は、課長を補佐し、課の分掌事務を整理し、課長に事故ある場合はその職務を代理する。
主査	上司の命を受けて分掌事務を掌理する。
係長	上司の命を受けて係に属する事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 24 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 6 月 1 日教委規則第 3 号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 9 月 17 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 24 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条を削る改正規定は、この規則の公布の日以降において現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長である北村山広域行政事務組合教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会委員の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会事務決裁規程

(昭和 48 年 5 月 25 日 教育委員会訓令第 2 号)

改正 昭和50年 9月17日 教委訓令第1号

昭和59年 3月24日 教委訓令第1号

平成元年 7月 6日 教委訓令第1号

平成 8年 4月 1日 教委訓令第1号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育長の権限に属する事務の決裁、専決、その他事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長又は専決権を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務について意思決定を行なうことをいう。
- (2) 不在 出張、私事旅行、休暇その他の事由により事務の決裁を受けられない状態にあることをいう。
- (3) 専決 あらかじめ認められた範囲内で教育長の責任において、常時教育長に代って決裁することをいう。
- (4) 代決 決裁権者が不在の場合にあらかじめ認められた範囲内でその他の者が一時これらの事務を代って決裁することをいう。

(決裁)

第 3 条 起案文書は、主務者から順次直属上司に回議し必要により、関係課長の合議を経て決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第 4 条 教育長が不在のときは主務課長がその事務を代決する。

(専決させる事務)

第 5 条 課長限りで専決することができる事務は、次のとおりとする。

- (1) 課長の宿泊を要しない県内出張命令並びに非常勤特別職の出張命令及び課長補佐以下の職にある職員の出張命令に関すること。
- (2) 軽易な事件についての所属職員の出張の復命に関すること。
- (3) 所属職員の特種勤務、時間外勤務、休日勤務の命令に関すること。
- (4) 職員の休暇（結核療養休暇、1 週間以上の私傷療養休暇及び出産休暇を除く）の承認に関すること。
- (5) 所属職員の遅刻、早退の承認に関すること。
- (6) 日々雇用に係る臨時の単純労務に属する筆耕人夫等の雇用に関すること。
- (7) 定例ある軽易な諸報告及び文書の経由進達に関すること。
- (8) 定例ある各種諸証明書の交付に関すること。

- (9) 定例ある軽易な事件についての通知又は照復に関する事。
 - (10) 軽易な文書の閲覧及び謄写の願の処理に関する事。
 - (11) 請求による文書の返戻又は引換に関する事。
 - (12) 軽易な事項の報告書、届出等の処理に関する事。
 - (13) 方式又は手続に欠陥のある文書の補正に関する事。
 - (14) 文書の受理及び送達に関する事。
 - (15) 前各号に定めるもののほか主管事務のうち軽易の事務に関する事。
- (専決事務の代決)

第6条 課長の専決事務については課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決し、
課長補佐が不在のときは担当主査又は主管係長がその事務を代決する。

(後閲報告)

第7条 決裁権者又は代決者において専決又は代決した事務についてその内容が重要であると認められるものについてはすみやかに上司の後閲を受けるものとし、その事項が文書によらないものであれば口答をもって上司に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し昭和48年4月24日から適用する。

附 則 (昭和50年9月17日教委訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月24日教委訓令第1号)

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年7月6日教委訓令第1号)

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日教委訓令第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則

(昭和 48 年 6 月 1 日 教育委員会規則第 3 号)

改正 昭和49年 6月 1日 教委規則第3号

昭和50年 9月17日 教委規則第3号

昭和59年 3月24日 教委規則第2号

平成 8年 4月 1日 教委規則第1号

平成27年 2月16日 教委規則第4号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 18 条第 2 項の規定による北村山広域行政事務組合教育委員会事務局の職員の職について定めることを目的とする。

(職員の職)

第 2 条 職員の職は、次のとおりとする。

(1) 事務職員の職

課長、課長補佐、主査、係長、主任、主事、指導主事、主事補

(2) その他の職員の職

事務員、雇、自動車運転手、用務員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 24 日から適用する。

附 則（昭和 49 年 6 月 1 日教委規則第 3 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 北村山広域行政事務組合教育委員会事務局組織規則（昭和 48 年北村山広域行政事務組合教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。（略）

附 則（昭和 50 年 9 月 17 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 24 日教委規則第 2 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 16 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

○北村山教育会基金表彰規程

(平成 23 年 3 月 24 日 教育委員会規程第 1 号)

改正 平成27年 4月21日 教委規程第1号

(目的)

第 1 条 この規程は、北村山広域行政事務組合において、学校教育、社会教育、文化、芸術、学術及びスポーツ等の分野において活躍しているものや、特に功績の顕著であったものを表彰することにより、その功績をたたえることを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰の種類は、北村山教育賞及び北村山教育奨励賞とする。

(表彰の対象者)

第 3 条 北村山地区の在住者若しくは出身者、又は北村山地区の教育関係機関若しくは団体を対象とする。

(表彰の基準)

第 4 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 学校教育又は社会教育の振興について、その功績が顕著であるもの
- (2) 文化又は芸術について、その功績が顕著であるもの
- (3) 学術の向上発展に寄与し、その功績が顕著であるもの
- (4) スポーツ活動において、優秀な成績を収め、他の模範とするに足るもの
- (5) その他前号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる業績のあったもの

2 前項の詳細基準は、別に定める。

(推薦)

第 5 条 北村山地区の各市町教育委員会若しくは高等学校は、第 3 条に規定するものとなるべき候補者（以下「表彰候補者」という。）があると認めるときは、推薦書（別記様式 1）に次の書類を添付し北村山広域行政事務組合に提出するものとする。

- (1) 功績調書（別記様式 2）
- (2) 履歴書（別記様式 3）

(審査)

第 6 条 表彰候補者の検討及び審査をするため、北村山教育会基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、北村山地区各市町教育委員会の担当課長各 1 名と、北村山地区小学校長会から推薦する者 1 名、北村山地区中学校長会から推薦する者 1 名、及び北村山広域行政事務組合教育委員会総務課長の 7 名により構成する。
- 3 運営委員会は、表彰候補者の中から選考したものを、北村山広域行政事務組合教育委員会に諮問し、最終選考したものを北村山広域行政事務組合管理者会に提出する。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、北村山広域行政事務組合管理者会で決定する。

(表彰)

第8条 表彰は、毎年1回これを行う。ただし、必要がある場合は、随時これを行うことができる。

(表彰状等の贈呈)

第9条 被表彰者に対しては、表彰状を授与し、合わせて金品を贈呈することができる。

(管理者への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (その 1)

北村山教育賞推薦書

氏 名(団 体 名)

生年月日(設立年月日)

上記の者は、北村山教育会基金表彰規程第 4 条第 1 項第 号に該当すると認められるので、関係書類を添えて推薦します。

平成 年 月 日

推薦者 職 名

氏 名

北村山広域行政組合

管理者 あて

様式第1号（その2）

北村山教育奨励賞推薦書

氏名(団体名)

生年月日(設立年月日)

上記の者は、北村山教育会基金表彰規程第4条第1項第 号に該当すると認められるので、関係書類を添えて推薦します。

平成 年 月 日

推薦者 職 名

氏 名

北村山広域行政組合

管理者 あて

様式第 2 号(その 1)

功 績 調 書

本 籍			
現 住 所			
職 業		氏 名	
功績事項			
1			
2			
3			
その他参考事項			

様式第3号

履 歴 書

氏 名		生 年 月 日	
本 籍			
現 住 所			
学 歴			
職 歴			
賞 罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日			
推薦者 職 名 氏 名			

○北村山広域行政事務組合立視聴覚教育センター条例

(昭和 48 年 1 月 9 日 条例第 2 号)

改正 昭和55年 9月30日 条例第3号

(設置)

第 1 条 北村山広域行政事務組合規約第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、視聴覚教育の充実振興を図るため、北村山視聴覚教育センター（以下「視聴覚教育センター」という。）を村山市に設置する。

(位置及び名称)

第 2 条 視聴覚教育センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置 村山市中央一丁目 3 番 6 号

名 称 北村山視聴覚教育センター

(事業)

第 3 条 視聴覚教育センターは、その目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。
- (2) 視聴覚教育に関する資料の整備、活用及び刊行に関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する相談及び指導に関すること。
- (4) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (5) その他必要な事業

(職員)

第 4 条 視聴覚教育センターに所長、事務職員、技術職員その他必要な職員をおく。

(使用の許可)

第 5 条 施設を使用しようとする者は、北村山広域行政事務組合教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）の定めるところにより、北村山広域行政事務組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に際し条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 6 条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序をみだし、または善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) その他施設の管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 7 条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、使用の許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 偽りの申請により使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により使用者に損害を与えることがあっても教育委員会は、その責を負わ

ない。

(使用料)

第 8 条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第 1 項に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 9 条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第 10 条 使用者は、施設又は備付の物件を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 9 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

別表

プラネタリウム 使 用 料	区 分	単 位	金 額
	小、中学生、幼児	1 人 1 回	50 円
	高校生以上	1 人 1 回	100 円

○北村山広域行政事務組合立視聴覚教育センター条例施行規則

(昭和 49 年 3 月 20 日 教育委員会規則第 1 号)

改正 昭和50年 9月17日 教委規則第4号

昭和53年 7月 6日 教委規則第1号

昭和63年 3月31日 教委規則第1号

平成 3年 3月 5日 教委規則第1号

平成 5年 4月 4日 教委規則第1号

平成16年 7月 1日 規則第2号

平成25年 4月19日 規則第1号

(目的)

第 1 条 この規則は、北村山広域行政事務組合立視聴覚教育センター条例(昭和 49 年 北村山広域行政事務組合立視聴覚教育センター条例第 2 号。以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び許可)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、視聴覚教育センターの使用許可を受けようとする者は、視聴覚教育センター使用許可申請書(別記第 1 号様式)を北村山広域行政事務組合教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、視聴覚教育センターの使用を許可したときは、視聴覚教育センター使用許可書(別記第 1 号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会が使用料を減免できる場合及び減額割合は別表に定めるところによる。

(開所時間及び休日)

第 4 条 視聴覚教育センターの開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 視聴覚教育センターの休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 教育委員会は、特に必要と認めた場合は、前 2 項の規定にかかわらず、開所時間又は休日を変更することができる。

(職員の立入り)

第 5 条 職員が視聴覚教育センターの管理上立入るときは、使用者は、これを拒んではならない。

(運営委員会)

第 6 条 視聴覚教育センター運営の円滑を図るため、視聴覚教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)をおく。

2 運営委員会委員の定数は 20 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会
が委嘱又は任命する。

- (1) 北村山広域市町村圏内社会教育団体関係者
- (2) 北村山広域市町村圏内小中学校教職員
- (3) 教育関係機関の職員及び学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、施行に際し必要な事項は教育委員会教育長が定
める。

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 9 月 17 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 7 月 6 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 1 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 5 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 4 月 4 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 7 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 4 月 19 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

施 設	減免 の別	減 免 で き る 場 合	減額割合
プラネタリウム	免除	1 関係市町並びに教育委員会が使用するとき。 2 関係市町教育関係機関、団体等が使用するとき。	
	減免	・関係市町村の一般住民で 20 人以上の団体が使用するとき。	規定使用料 の 100 分の 50 相当額

北村山視聴覚教育センター使用許可申請書

平成 年 月 日

北村山広域行政事務組合教育委員会 あて

団体・所属名

申請者(代表者)氏名

(公印省略)

住所 〒

電話

FAX

使用日時	月 日 () 午 時 分から 月 日 () 午 時 分まで	使用目的	・会議(名称) ・移動学習
人数	年 組 人	プラネタリウム使用料	円
使用場所	1. プラネタリウム室 2. 視聴覚室 3. 第1学習室 4. 第2学習室 5. ()		
使用物件	1. 茶道具 2. 拡声器一式 3. 水差し・おしぼり 4. 視聴覚機器 () 5. その他 ()		
学習希望内容	① プラネタリウム (投影内容)		
	② 16ミリ映画 (教材番号・題名)		
	③ DVD・ビデオ (教材番号・題名)		
	④ ビデオ教室 (内容)		
	⑤ 情報モラル (内容)		
⑥ その他			
使用責任者	職・氏名		
バス利用	利用の有無	有 ・ 無	
	経路(時刻)	【往路】 → 視聴覚教育センター 【復路】 視聴覚教育センター →	

※許可等決定欄

所長	係長	係

許 可 書

上記のとおり使用を許可する

平成 年 月 日

北村山広域行政事務組合教育委員会 印

- 1 申請書は1部だけ提出してください。許可書としてお渡します。
- 2 該当事項を○で囲んでください。
- 3 使用にあたっては、係員の指示に従ってください。

○北村山視聴覚教育センター処務規則

(昭和 49 年 3 月 20 日 教育委員会規則第 2 号)

改正 昭和50年 9月17日 教委規則第5号

昭和53年 7月 6日 教委規則第2号

昭和59年 3月24日 教委規則第3号

平成 8年 4月 1日 教委規則第3号

(目的)

第 1 条 この規則は、北村山視聴覚教育センター（以下「視聴覚教育センター」という。）
に関する事務を処理するため、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(係の設置)

第 2 条 視聴覚教育センターに次の係をおく。

- 1 庶務係
- 2 指導係

(分掌)

第 3 条 係の事務分掌は次のとおりとする。

1 庶務係

- (1) 視聴覚教育センターの公印管守に関すること。
- (2) 視聴覚教育センターの公文書の受発、記録、編集及び保存に関すること。
- (3) 視聴覚教育センターの経理に関すること。
- (4) 視聴覚教育センターの施設、設備の維持管理に関すること。
- (5) 所内他係に属しないこと。

2 指 導 係

- (1) 視聴覚教育センター運営委員会に関すること。
- (2) 視聴覚教育に関する調査研究に関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の整備、活用及び刊行に関すること。
- (4) 視聴覚教育に関する相談及び指導に関すること。
- (5) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (6) その他事業の実施に関すること。

(職)

第 4 条 視聴覚教育センターに次の職をおく。

(1) 事務職員の職

所長、所長補佐、主査、係長、主任、指導主事、社会教育主事、主事、技師

(2) その他の職員の職

イ 事務員

主事補、雇

ロ 技能労務職員

自動車運転手、ボイラー技士、用務員

- 2 係に係長をおく。
- 3 前各項に掲げる職の外、必要な職員をおくことができる。

(職責)

第 5 条 所長は、教育長の命を受け、視聴覚教育センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

- 2 所長補佐は、上司の命を受け事務を分担する。
- 3 主査は、上司の命を受け分掌事務を掌理する。
- 4 係長は、上司の命をうけ担当事務を分掌する。
- 5 前各項以外の職員は、上司の命をうけ業務に従事する。

(専決)

第 6 条 所長が専決できる事案はおおむね次のとおりとする。

- (1) 視聴覚教育センターに勤務する職員の出張、忌引、旅行、欠勤、休暇、超過勤務および休日勤務に関する事。
- (2) 常例に属する公告、公表、認定、証明、報告、通達、申請、照会および回答に関する事。
- (3) 視聴覚教育センター業務の適正な運営を図るため、必要な指導、助言に関する事。
- (4) 視聴覚教育センターに関係する機関、団体間の常例的連絡調整に関する事。
- (5) 関係市町の学校その他教育機関に対し、視聴覚教育センター運営上必要とする調査資料等の提出に関する事。
- (6) 視聴覚教育センターの業務に関係ある職員の報酬、給与、旅費、公務災害補償等の請求及び支給に関する事。
- (7) 視聴覚教育センターで扱う現金および金券の出納管理に関する事。
- (8) 常例の広報に関する事。
- (9) 視聴覚教育センターの維持管理および保安に関する事。
- (10) 視聴覚教育センター使用許可並びに使用料減免に関する事。
- (11) 前各号のほか、常例的事項に関する事。

(代決)

第 7 条 所長が出張又は休暇、その他の事故により不在のときは、所長補佐がその事務を代決する。

- 2 所長補佐も不在のときは、主査及び主管係長がその事務を代決する。
- 3 前各項により代決できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。
- 4 前各項により、代決した重要又は異例に属する事案については回議文書に「後閲」とし、起案者は、事後すみやかに上司の閲覧を受けなければならない。

(報告)

第 8 条 所長は、視聴覚教育センターの業務について、常例及び随時に教育長に報告し

なければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月17日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月6日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月24日教委規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

○北村山視聴覚教育センター運営委員会規程

(昭和 49 年 6 月 1 日 教育委員会規程第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、北村山広域行政事務組合立視聴覚教育センター条例施行規則第 7 条に基づき、北村山視聴覚教育センター運営委員会「以下運営委員会という」に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 運営委員会は次の職務を行う。

- (1) 視聴覚教育センターの運営に関し意見の開陳
- (2) 視聴覚教育センターの運営に関し情報の提供
- (3) その他本センターの運営に関し必要と認めること

(役員)

第 3 条 運営委員会に委員長及び副委員長 1 名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 運営委員会は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となるものとし、委員長事故あるときは副委員長がこれにあたる。
- 3 委員長及び副委員長ともに欠けたときは、出席委員において互選する。

(専門部会)

第 5 条 運営委員会の下部機関として、学校教育部会（9 人）及び社会教育部会（5 人）を設ける。

2 専門部会は次の事項を行う。

- (1) 視聴覚機器教材の調査研究
- (2) プラネタリウム学習の調査研究
- (3) その他必要な事項

3 専門部員は教育委員会教育長が委嘱する。

4 部員任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠部員任期は前任者の残任期間とする。

5 専門部会に部長及び副部長 1 名をおく。

- (1) 部長及び副部長は、部員の互選とする。
- (2) 部長はその会議の議長となる。ただし部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。
- (3) 専門部会の会議は、必要に応じて教育長が招集する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 6 月 1 日より施行する。

○北村山広域行政事務組合教育委員会内規

(昭和 50 年 9 月 17 日 教育委員会訓令第 2 号)

1 プラネタリウム使用料について

免除の範囲 (条例施行規則第 3 条別表)

- (1) 関係市町の職員及び公益団体、官公庁、その他特に必要と認めたものが使用するもので、団体及び所属長の申請によるもの。
- (2) 管内教育関係機関及び社会教育関係団体等が使用するもので機関、団体等の長の申請によるもの。
以上は、1 回につき 20 名以上とする。(但し、2 団体の積算でもよい。)
- (3) 管内幼児施設、小中学校等の幼児、児童生徒が使用するもので、当該施設、学校等の長の申請によるもの。

2 スクールバス利用について

- (1) 北村山視聴覚教育センターの移動学習を利用する管内小中学校児童生徒を原則とし、状況により関係市町、教育委員会、教育関係機関、幼稚園、保育園等の幼児施設、社会教育団体、その他特に必要と認めたものが使用する。
- (2) 運行区間は、センターと管内小中学校、公民館 (地区公民館を含む)、関係市役所、町役場及び本教育委員会が、特に必要と認めた区間とする。

3 センター (会場) 使用の許可範囲について

関係市町、教育委員会、小中学校、教育関係機関、社会教育関係団体、公益団体、官公庁、その他特に必要と認めたものが使用するもので、団体及び所属長の申請によるもの。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○北村山視聴覚教育センター機材・教材貸出規程

(昭和 58 年 8 月 17 日 告示第 2 号)

改正 平成 3年10月14日 教委規程第1号

平成21年 2月18日 教委規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、北村山視聴覚教育センター（以下「視聴覚教育センター」という。）の管理する視聴覚機材・教材の貸し出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出品目)

第 2 条 この規程により、視聴覚教育センターが貸し出しをする視聴覚機材・教材は、次のとおりとする。

1 視聴覚機材

- (1) 16 ミリ映写機
- (2) 8 ミリ映写機
- (3) スライド映写機
- (4) ビデオテープ・レコーダ
- (5) オーバーヘッド・プロジェクター
- (6) 天体観測用望遠鏡
- (7) その他の機材

2 視聴覚教材

- (1) 16 ミリ映画フィルム
- (2) 8 ミリ映画フィルム
- (3) スライド
- (4) 録画教材
- (5) トランスペアレンシー
- (6) その他の教材

(貸出対象)

第 3 条 視聴覚機材は、北村山管内の学校教育関係機関、社会教育関係機関、その他教育長が適当と認めた団体に対して貸出を行う

2 視聴覚教材(16 ミリ映画フィルムを除く)は、北村山管内の学校教育関係機関、社会教育関係機関、その他教育長が適当と認めた団体及び北村山管内に住所を有する個人に対して貸し出しを行う。

3 16 ミリ映写機及び 16 ミリ映画フィルムの貸し出しは、北村山広域行政事務組合教育委員会が別に定めるところにより発行する 16 ミリ映画貸出許可証の所有者に対して行う。

(貸出期間・貸出数)

第4条 視聴覚機材・教材の貸し出し期間は、7日以内とする。

2 視聴覚機材・教材の貸し出しは、1団体、1個人1回につき5点以内とする。

3 教育長が、特に認めた場合は、前2項の貸出期間・貸出数を超過して貸し出すことができる。

(利用報告書)

第5条 視聴覚機材・教材の貸し出しを受けた者がこれを返却する際は、視聴覚機材・教材利用報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

(費用)

第6条 視聴覚機材・教材の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第7条 視聴覚機材・教材の貸し出しを受けた者が、自己の責に帰すべき理由によって、視聴覚機材・教材を紛失又は破損したときは、これを補てん、修理又は教育長が指示する方法によりその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第8条 視聴覚機材・教材の貸し出しを受けた者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 視聴覚機材・教材の利用にあたっては、常に教育及び文化の向上のために配慮された計画のもとに利用されること。

(2) 視聴覚機材・教材を利用して、対価を徴収しないこと。

(3) 視聴覚機材・教材は、営利を目的とした利用、宗教的、又は政治的活動のために利用しないこと。

(4) 視聴覚機材・教材の操作は、取扱いに習熟した者が行うこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成3年10月14日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年2月18日教委規程第1号)

○北村山視聴覚教育センター機材等貸与規程

(昭和 63 年 3 月 31 日 教育委員会規程第 1 号)

改正 平成 16 年 7 月 1 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北村山視聴覚教育センターの所有する視聴覚機材・教材（以下「視聴覚機材等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定める。

(貸与対象)

第 2 条 視聴覚機材等の貸与は、北村山管内の学校教育又は社会教育関係機関に対して行う。

(貸与申請)

第 3 条 視聴覚機材等の貸与を受けようとする者は、北村山視聴覚教育センター機材等貸与申請書（別記様式第 1 号）を北村山広域行政事務組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(貸与許可)

第 4 条 教育委員会は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、視聴覚機材等の貸与を決定したときは、北村山視聴覚教育センター機材等貸与許可書（別記様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

(貸与期間)

第 5 条 視聴覚機材等の貸与期間は、1 ケ年以内とする。

(費用)

第 6 条 視聴覚機材等の貸与は、無料とする。

(遵守事項)

第 7 条 視聴覚機材等の貸与を受けた者は、営利を目的とした利用、宗教的活動又は政治的活動のために利用してはならない。

(損害賠償等)

第 8 条 視聴覚機材等の貸与を受けた者が、自己の責に帰すべき事由により視聴覚機材等を紛失し又は破損したときは、これを補てんし、修理し又は教育委員会が指示する方法によりその損害を賠償しなければならない。

(貸与簿)

第 9 条 教育委員会は視聴覚機材等貸与簿（別記様式第 3 号）を備え、常に貸与若しくは返納の状況を明かにしておかななければならない。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

北村山広域行政事務組合教育委員会 へ

(団体又は所属長)

申請者

印

北村山視聴覚教育センター機材等
貸与申請書

下記のとおり視聴覚機材等を利用したいので申請します。

記

① 目的 1 学校教育 2 社会教育

② 区分 1 機材 2 教材

③ 貸与機材、教材

機 材、教 材 名	数 量	備 考

④ 貸与期間 年 月 日～ 年 月 日

様式第2号

年 月 日

様

北村山広域行政事務組合教育委員会

北村山視聴覚教育センター機材等貸与許可書

年 月 日申請ありました視聴覚機材等の貸与について、下記のとおり許可します。

記

① 目的 1 学校教育 2 社会教育

② 区分 1 機材 2 教材

③ 貸与機材、教材

機 材、 教 材 名	数 量	備 考

④ 貸与期間 年 月 日～ 年 月 日

⑤ 貸与条件

様式第 3 号

視 聴 覚 機 材 等 貸 与 簿

機材、教材名	貸与期間	貸与先	貸 与		返 却		備考
			年 月 日	受領印	年 月 日	受領印	
	年 月 日～ 年 月 日						